

# 権利濫用に関する裁判例に 特化した唯一の書！

85事例掲載

裁判例の**要点**からつかむ

## 「権利濫用」の 主張立証

85事例掲載

裁判例の**要点**からつかむ

### 「権利濫用」の 主張立証

東京弁護士会 二一会研究部 編著

第一法規

東京弁護士会 二一会研究部 [編著]

A5判/412頁 定価3,740円(本体3,400円+税10%)

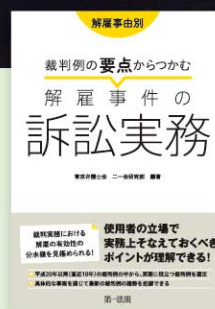
■ どのような事実関係や背景に  
基づいて権利濫用が認められた  
のかを時系列に沿って解説！

■ 訴訟実務において、どのように  
権利濫用を主張すべきなのが  
理解できる！

『解雇事由別 裁判例の要点からつかむ  
解雇事件の訴訟実務』

『裁判例からつかむ  
従業員不祥事事件の相談実務』

『裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 [基本原則(権利の濫用)編]』も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 訴訟において、権利濫用を主張する際に留意すべきポイントが理解できる！

第3章 労働事件

## 1 退職金請求

### 21 死亡退職後に生前の重大かつ悪質な行為が発覚した場合には、死亡退職金を請求することは権利の濫用として許されないとされた事例

東京地判平成17年4月27日/判時1895号127頁、判タ1191号254頁 (28101518)

#### 事案の概要

病院の事務長として勤務してきた者(X)の遺族が行った退職金請求について、生前の就業中における、Xの重大かつ悪質な背信行為が発覚したことから、死亡退職金の支払請求は権利の濫用にあたるとして、その請求が否定された事案。

#### 考えられる他の主張とその当否

退職金規定がないこと  
慣行により退職金請求をなし得ると判断された。

#### 事実関係のポイント

##### (1) 登場人物

X: T病院開設時より、事務長として事務方の責任者として勤務。H13.10死亡。

Y: T病院を開設し、経営している医師。Xの親兄。

本書収録中の判例には、判例データベース「D1-Law.com判例体系」の判例IDを記載しています。  
「D1-Law.com判例体系」をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

#### (2) 事実経過

S43.12頃

YがT病院を開設。  
Xは、同院開設時より事務長として、事務方の責任者として勤務。

(補足) T病院では、設立以来、医療行為については医師であるYが、病院の経理、資金繰り、職員採用、給与の決定、計算等事務手続は事務長であるXがそれぞれ分担、遂行していた。

Yは、義弟であるXを信頼し、T病院の経営面の一任を任せ、Xのやることに口出しはしなかった。このため、YはT病院の経営状況、財務状況を十分把握していなかった。

H2.1~H13.9

Yの資金から、Aに支給するとして合計8,095万5,000円が支出されていた。しかし、Aには同額の金員はわかっていない。

H9.12~H13.9

Yの資金から、Bに支給するとして合計1,910万円が支出されていた。しかし、Bには同額の金員はわかっていない。

H13.10.5

X死亡。T病院を譲渡。

H14

Xの遺族がYを相手にXの退職金の支払いを求めて提訴。

判決文を読まずに、事実関係がすぐに把握できます！

を拒絶する事由が

第3章 労働事件

届の効力発生前に迅速な事実調査と構成処分を行うか、合意による退職日の延期を求めることが望ましいでしょう。

#### 参考判例

東京地判平成8年4月26日/労判697号57頁(東京ゼネラル事件) [28011056]  
東京地判平成12年12月18日/労判803号74頁(アイビ・プロテック事件) [28060667]  
東京地判平成14年9月3日/労判839号32頁(エスエイビー・ジャパン事件) [28080470]  
大阪地判平成21年3月30日/労判987号60頁(ピアス事件) [28125114]

参考裁判例で、更に深掘りができます。

▶従業員についての重大かつ悪質な事案が死亡退職後に見つかり、当該事由

## 第1章 不動産

- 1 賃貸借契約に関する事例
- 2 使用貸借契約に関する事例
- 3 共有物分割請求に関する事例
- 4 相邻関係に関する事例
- 5 その他

## 第2章 金銭債権

- 1 期限の利益に関する事例
- 2 金銭支払請求権の行使自体が否定された事例
- 3 賃貸借契約の連帯保証人に対する請求が否定された事例

## 第3章 労働事件

- 1 退職金請求
- 2 労働組合対応
- 3 労働組合による統制権行使
- 4 その他

## 第4章 消滅時効

- 1 工事代金支払請求
- 2 無断賃借を理由とする賃貸借契約解除
- 3 名誉毀損に基づく損害賠償請求
- 4 赴任旅費支払請求
- 5 有給休暇請求権確認請求
- 6 貸金支払請求

## 第5章 知的財産権

- 1 特許
- 2 商標
- 3 不正競争防止法

## 第6章 保険金等請求 (交通事故を含む)

- 1 交通事故
- 2 転落事故
- 3 医療過誤

## 第7章 家事事件

- 1 親子関係不存在確認請求
- 2 離婚等請求事件
- 3 婚姻費用の分担申立事件
- 4 子の引渡請求事件

## 第8章 行政事件

- 1 行政事件全般
- 2 情報公開法・条例関係
- 3 土地収用法関係

## 第9章 強制執行・執行妨害

- 1 根拠当権設定登記抹消登記手続
- 2 配当異議事件
- 3 許可抗告事件
- 4 請求異議事件

## 第10章 会社法関連

- 1 役員報酬・退職慰労金
- 2 総会
- 3 株式
- 4 その他(議事録謄写許可請求)

## 第11章 その他

- 1 会社の役員または従業員に対する損害賠償請求の制限
- 2 法人格否認の法理・登記の欠缺の主張制限
- 3 所有権に基づく返還請求の制限
- 4 フランチャイズ契約関係

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

### 申込書 (第一法規刊)

書名	価格	部数
裁判例の要点からつかむ「権利濫用」の主張立証 [074716]	定価3,740円(本体3,400円+税10%)	部
解雇事由別 裁判例の要点からつかむ解雇事件の訴訟実務 [062885]	定価3,960円(本体3,600円+税10%)	部
裁判例からつかむ 従業員不祥事事件の相談実務 [069583]	定価3,740円(本体3,400円+税10%)	部
裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 [基本原則(権利の濫用)編] [055947]	定価4,290円(本体3,900円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

事務所名

公用  
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

#### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印